



移民法

移民法分野では、「経験」がすべてです。

増田・舟井法律事務所の移民法部門は、ビジネス関係の移民法案件に特化しており、80年を超える実務経験をもとに、多岐に亘る移民法案件において総合的なリーガル・アドバイスを提供しています。最適な人材が企業の事業目標達成に重大な影響を与えることを理解し、クライアント企業が外国人雇用を通してその目標を成就できるよう、各弁護士が万全かつ効果的な移民法戦略を構築・実施しています。当事務所は、米国でビジネスを展開する企業が、その最も重要な資産である「人材」を、国境を越えて確保するお手伝いをしています。

当事務所は、米国中西部で大規模な移民法部門を有する法律事務所の一つとして、上場・非上場企業を含むあらゆる形態のグローバル企業を数多く代理しています。また、教育団体、非営利団体、個人等も代理しており、毎年2,500件に及ぶ嘆願・申請書類を米国移民局（USCIS）、米国労働省（DOL）、および米国国務省（DOS）に提出しています。さらに、移民法部門の弁護士は、企業、教育機関および各種事業振興協会向けのセミナーや勉強会を定期的で開催し、米国でビジネスを展開する企業の中でも、特に外資系企業に重大な影響を与える法的問題への対処法を積極的に指導しています。

当事務所は、業種、事業内容、企業文化、国籍、事業目標等、クライアントを多面的に理解した上で、移民法分野の最先端に立ち続けることを心掛けています。昨今、米国移民法制度は激しい変化を見せており、DOLまたは移民関税執行局（ICE）による監査・調査も日々厳しさを増しています。そうした状況に的確に対応するために、当部門の弁護士は、米国の政府機関はもちろん、在外の米国大使館・領事館または移民局等の関係者と常に緊密な連絡を保ち、良好な関係を維持することで、法律上の規定に細心の注意を払いつつ、人材確保におけるクライアントの目標に沿った即座の対応を行っています。また、米国内だけでなく、世界各国の時差を視野に入れ、円滑なコミュニケーションと多言語対応能力による柔軟性を通して、クライアントのニーズに一貫して応えることのできる体制を整えています。

当部門のミッションは、クライアントが米国市場で効果的に競争し、有能な人材を確保するためのグローバル・マーケットの活用をサポートすることにあります。米国内での投資活動、新規事業の立ち上げ、海外拠点の米国への移転、米国内のグループ企業からの従業員の異動、学生ビザから就労ステータスへの切り替え等、いかなる雇用状況においても、短期および長期の両目標の達成を可能にするような外国人雇用戦略を提案し、複雑な米国移民法の迷路をスムーズに切り抜けるためのアドバイスを提供します。さらに、M&A等における移民関係のデューデリジェンスのほか、雇用主に義務付けられている米国人・外国人就労者に関する記録・書類保持についても、クライアントに丁寧なサポートを提供します。

Range of Services

非移民ビザ

米国移民法では、米国に入国しようとする外国人が、入国管理審査官に対して、移民を目的とした入国ではないことを明確に証明できない限り、原則、「移民を前提とした入国者」とであるとみなされます。従って、大多数の外国人入国者においては、就労ビザや学生ビザ等、非移民のための一時的ビザを取得する必要があります。それは、外国人ビジネス関係者、特に米国外に一定の居住地を持ち、米国で一時的に生活・就労する目的で入国しようとする方も同様です。増田・舟井法律事務所は、様々な種類の非移民ビザの取得・延長・更新において個人および企業をお手伝いするほか、米国に在住する外国人の日常生活に影響を及ぼす諸問題についてもアドバイスをを行っています。

当事務所の移民法部門では、あらゆるタイプの非移民ビザを取り扱っています。それらには、条約貿易従事者ビザ・条約投資家ビザ（E-1、E-2）、査証免除パイロット・プログラムに基づいて米国に入国する場合を含む出張者ビザ・観光ビザ（B-1、B-2、WB/WT）、学生ビザ・交換訪問者ビザ（F-1、J-1）、専門職非移民ビザ・研修者ビザ（H-1B、H-3）、技能職・非技能職・専門職用一時雇用ビザ（H-2B）、社内転勤者およびブランクビザ（L-1）、卓抜した能力保持者ビザ（O-1）、文化芸能人ビザ（P-3）、聖職者ビザ（R-1）、北米自由貿易協定（NAFTA）に基づく専門職者ビザ（TN）等が含まれます。

ビジネスにおいて、「時間」は、成功の度合いを測る重要な要素です。当事務所は、非移民就労者ビザ取得までのプロセスにおける迅速性と効率性において高い評価を得ています。これまで、世界中のほとんどすべての国からの個人就労者・専門家のために非移民ビザの取得に成功してきました。当局による外国人就労者の拘留・強制送還は、就労者本人とその家族に多大なストレスを与えるだけでなく、雇用主の業務・財政にとっても大きな障害となります。そのようなリスクを回避するためには、義務付けられた書類・記録を正確かつ適切に作成・維持することが最重要であることを理解した上で、当事務所は非移民ビザのあらゆる側面で効果的なサポートを提供しています。

移民ビザ

米国に永住し何らの制限なく働くことができる「移民ビザ」。その取得は、複雑なプロセスと時間を要するほか、米国移民手続きや法制度に関する深い知識と理解が必須となります。増田・舟井法律事務所は、移民ビザ取得において、様々な業界の企業を代理し、移民・雇用証明関連規則の遵守をサポートしてきました。特に、永住権（いわゆる「グリーン・カード」）の取得においては、米国内外に拠点を置く雇用主と就労者はもちろん、その家族の代理も行っています。

当事務所の移民法部門が提供する具体的な移民ビザ関連サービスには、米国労働省（DOL）に対するPERM（電子的労働許可証明）手続きの代理はもとより、その免除が可能なケースでは、多国籍企業の幹部・管理職者、卓越した能力の保持者、著名な教授及び研究者のためのPERM免除の手続きのアシストが含まれます。また、移民ビザ取得の最終段階においては、ケース・バイ・ケースで、米国内での永住権への資格変更手続き（

Adjustment of Status) や在外領事館における移民ビザ申請 (Consular Processing) へのアドバイスおよび代理も行っています。さらに、家族関係またはビザ抽選プログラムを通してグリーンカードの取得を希望するクライアントのサポート等にも対応しています。

移民ビザには、その種類にかかわらず、入国を妨げる障害が内在します。当部門の弁護士は、移民プロセスを熟知し、それぞれのケースに潜在するリスクおよび問題を早期段階で特定し、それが移民ビザ取得を阻むまでに発展することがないように、迅速な解決措置を講じています。当事務所は、クライアントの移民ビザ嘆願書・申請書が無事に認可されるよう、常に全身全霊のサポートを提供しています。

職場におけるコンプライアンス

今日のビジネス環境において、移民法コンプライアンスは、企業にとって複雑かつ困難な課題となっています。職場におけるコンプライアンスに関して細心の注意を払い、最善の努力を尽くしているにもかかわらず、突如移民・労働法に遵守していない旨の通知を受け取る雇用主は、決して少なくありません。増田・舟井法律事務所は、移民法関係の必要記録・書類保持およびコンプライアンスのすべての側面において、規模・業種を問わず、あらゆる企業をサポートしています。

本分野で対応している業務には、企業の組織構造再編によるビザへの影響についてのアドバイス、従業員のフォームI-9 (就労資格証明書) に関する社内監査の実施、労働条件申請書プロセス (H-1B ビザ申請用) の一環としてのパブリック・アクセス・ファイルの作成・維持等が含まれます。また、これらの事項において、クライアントが、米国移民局 (USCIS)、移民関税執行局 (ICE) および米国労働省 (DOL) の規則を適切に遵守していることを確認します。さらに、DOLおよびICEによる監査・調査はもとより、米国社会保障管理局の調査においても、雇用主を代理してします。

絶え間なく変化する移民法規則は、ビジネスに大きく影響します。当事務所は、そのような変化の最前線に立ち続ける努力を常に怠りません。また、雇用主にとっての移民法コンプライアンス上の「ベストプラクティス」が、法律の実施動向のほか、新規あるいはより厳しい政策により、どう修正されるべきかについても十分に理解しています。その上で、クライアントにおける外国人雇用の計画・方針・手続き等を必要に応じて調整・改善し、コンプライアンスにかかわる潜在的リスク・責任を軽減するよう努めています。移民法部門の弁護士は、クライアントによる移民法コンプライアンスが限りなく完璧に近いものになるよう、日々尽力しています。

移民法と投資戦略

現在、米国への移民に対する態度は、経済面での審査が全般的に強化されているほか、ビザ申請プロセスのあらゆる側面でも厳しいものとなっており、米国内での雇用創出、特に米国経済の成長に明確な重点が置かれています。増田・舟井法律事務所の移民法部門の弁護士は、コーポレート/ファイナンス/M&A部門の弁護士

と連携のもと、米国政府の移民・外国投資政策を不透明なものにしている今現在の政治状況について、最新情報を入手することに努めています。多くの人々がこのような状況を「障害」として捉える中、当事務所はそれを外国企業・投資家にとってのまたとないビジネスチャンスであると考え、巨大な変化の嵐の中でそのチャンスを逃すことのないよう、クライアントをサポートしています。当部門の弁護士は、移民法のみならず、米国への外国投資のすべてに精通するビジネス弁護士です。

当事務所は、移民法分野および外国資本による米国投資分野の分野においてトップクラスの実務経験を有していることにおいて、クライアントから深い信頼を得ています。特に、全世界（とりわけ日本とヨーロッパ）からの企業・投資家が、米国拠点の投資・事業計画を立案する際のサポートを提供しています。開設以来、数えきれないほどの経済的・政治的環境の変化に直面してきた一方で、いかなる環境下でも、クライアントが米国進出が絡む事業目標を達成できるように実践的なリーガル・アドバイスを提供しています。

外国人・外国企業が米国で投資を行う際に必要なビザを取得するには、変化し続けるビザ申請条件に対応していかなければなりません。当事務所は、こうしたプロセスに精通し、外国投資および必要なビザ要件に関するあらゆる側面を熟知しています。具体的には、外国人クライアントのためにE-1、E-2、E-3、O、L-1、EB-5等のビザ申請を代理するほか、投資プロジェクトにおける移民法関係のデューデリジェンスを実施するとともに、プロジェクト全体の視点に立ちつつ、その開始から実行・完了に至るまで、真のリーガル・カウンセラーとして総合的なサポートを提供しています。

クライアントによっては、米国に投資を行うだけでなく、自らが米国内に永住または一時的に居住することを希望するケースもあります。同時に、米国内投資や事業を管理・監督するための従業員を現地で雇用したり、自国から転勤させたりすることを希望するクライアントも少なくありません。ハイブリッドかつ多面的なビジネス投資はもちろん、それに伴う移民法戦略についてクライアントにアドバイスすることは、当部門の最も得意とするところであり、いかなる政治的・商業的条件下においても、トータル・サービスとしてのリーガル・アドバイスおよび戦略を提供しています。